



技術協力プロジェクト

2012年06月01日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

## 案件概要表

案件名	(和)ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト (英) Reinforcement of the Integral System of Rehabilitation with Community Participation in Brunca Region of Republic of Costa Rica, with focus on Human Security
対象国名	コスタリカ
分野課題1	社会保障-障害者支援
分野課題2	貧困削減-貧困削減
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	市民の生活の質向上
プロジェクトサイト	ブルンカ地方
署名日(実施合意)	2007年02月23日
協力期間	2007年03月02日 ~ 2012年03月01日
相手国機関名	(和)コスタリカ国家リハビリテーション特殊教育審議会
相手国機関名	(英) National Council for Rehabilitation and Special Education of Costa Rica

## プロジェクト概要

## 背景

コスタリカ国(以下「コ」国)は1998年国勢調査では、人口の5.4%が何らかの障害を持っている。また、平均寿命が長く、今後リハビリテーションサービスを必要とする高齢者数の増加が見込まれる。「コ」国ではこれらの人々の生活の質の向上を目指し、社会的弱者を重点分野に定め、障害者機会均等法を1996年に制定したが、制度・政策の設定と現実の履行の間には大きなギャップが存在する現状にある。障害者を対象とした社会的サービスの地域格差は深刻であり、地方でのサービスの脆弱性により、首都圏にあるリハビリテーション提供機関も飽和状態になっており、これを解決するには地方都市を拠点として地域の住民参加を伴ったサービスの行き届くシステムを確立する必要がある。しかし、これを地方で実現するためには、①地域の情報共有及びリソースの共有を促進するためのリハビリテーション各セクター(医療、教育、職業等)間の連携不足、②障害者の自立生活を促すためのリハビリテーションチームワーク及び技術レベルの不足(特に医療分野)、③障害当事者の脆弱性を認識したうえで障害者の参加を支援するコミュニティ全体の意識不足、といった主な問題が存在している。

このような背景の下、2005年に「コ」国国家リハビリテーション特殊教育審議会から、「コ」国の特定の地域(パイロットサイト)で総合リハビリテーションモデルを作り、全国展開を目指すための技術協力プロジェクト「障害者の人間の安全保障を重視したコミュニティにおけるリハビリテーション強化」の実施に関し、我が国に対して協力要請があった。

これを受け、2006年10月に事前調査を実施し、パイロットサイト候補地であるブルンカ地方の障害者およびリハビリテーションの状況、関係機関の体制等を確認したうえでプロジェクトの具体的な内容を検討し、2007年2月にR/D署名・交換を行った。

- 上位目標
1. ブルンカ地域の障害者の(ICFによる)生活機能が向上する。
  2. ブルンカ地方における当プロジェクトの活動と成果が国内の他地域に普及する。

プロジェクト目標

ブルンカ地方において総合リハビリテーションによる障害者の社会参加支援体制が強化される。

成果	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 組織間及びセクター間の調整と情報共有機能が強化される。</li> <li>2. リハビリテーションサービスが改善される。</li> <li>3. 障害者の就労に向けた選択肢が増加する。</li> <li>4. CBR戦略を促進する。</li> <li>5. 障害者のエンパワーメント(障害者の自立生活運動等)を促進する。</li> </ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"> <li>1-1 中央委員会、地方委員会を形成する。</li> <li>1-2 役割強化のため、委員会に対し研修を行う。</li> <li>1-3 ICF(連携ツール)に則った障害に関する情報を収集するためのツールを開発する。</li> <li>1-4 連携ツールを用いて収集した情報がCNREEの障害の情報共有システムにインプットされる。</li> <li>1-5 セクター間の協働活動を促進する。</li> <li>2-1 身体障害者の生活機能向上アプローチについて、リハビリテーション専門家を対象とする研修プログラムを実施する。</li> <li>2-2 身体障害者の生活機能向上アプローチについて、コミュニティレベルの保健医療関係者対象の研修プログラムを実施する。</li> <li>2-3 医療従事者に対しチーム・リハビリテーションを促進するための研修を実施する。</li> <li>2-4 ガイドブック(例 家族で実施できる自主訓練マニュアル)を作成し、それを使用しまた修正する。</li> <li>3-1 労働関係機関と協働し、事務所(民間企業、政府機関)に対して障害者雇用促進の啓発活動を行う。</li> <li>3-2 NGO及び障害当事者を対象に、就労に関する研修と助言を行う。</li> <li>3-3 労働関係諸機関に障害者就労、雇用促進に関わる研修を実施する。</li> <li>4-1 CBR促進のための研修を実施する。</li> <li>4-2 地域委員会を形成する。</li> <li>4-3 各地域委員会の教訓が共有されるためのネットワークづくりを支援する。</li> <li>5-1 研修やセミナー(国際セミナー、地方セミナー等)を開催し、障害当事者のエンパワーメントを図る。</li> <li>5-2 研修会を開催し、NGO及び障害当事者グループの組織強化を行う。</li> <li>5-3 研修受講者が得た知識や技術を活かし、研修実施者となるように働きかけを行う。</li> <li>5-4 障害当事者がインクルシブ社会創りのための意思決定プロセスに参加するよう働きかけ及び必要な支援を行う。</li> <li>5-5 障害者の社会参加を促進するため、レクリエーション活動やスポーツ活動を実施する。</li> <li>5-6 地域住民に対し、障害者のインクルージョンを目指した啓発活動を行う。</li> </ol>
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 長期専門家(チーフアドバイザー、住民参加・啓発促進、業務調整 3名)</li> <li>2. 短期専門家(ICF導入、チームリハ、職業リハ、障害当事者リーダー育成等 年4名程度)</li> <li>3. 研修員受入(地域リハ、職業リハ等 年間3名程度)</li> <li>4. 機材供与(車両、バリアフリー工事、医療リハビリテーション機材、職業リハビリテーション機材等)</li> <li>5. 在外事業強化費</li> </ol>
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要員: リハ審議会;事務局長、支部長、住民参加担当 ほか 教育省/厚生省/労働省/社会保険公庫/国家保険庁/社会協力機構/障害者団体;国レベル担当、地方レベル担当</li> <li>2. 専門家執務スペース</li> <li>3. 研修実施場所:地方中央病院、地方病院等</li> <li>4. 車両</li> </ol>
外部条件	<p>コスタリカ国内の協力機関が、連携ツールによって得た情報を元にリハビリテーションサービスを提供する。</p> <p>社会的補助金の条件が悪化しない。</p> <p>これまで社会的補助金を受けていない人たちに対して補助金を与える。</p> <p>事故や犯罪、加齢などの理由による障害者の数が急激に増加しない。</p> <p>教育機関及び地域のその他の職業訓練グループが障害者の登録が増えることに同意している。</p>
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>カウンターパート機関:国家リハビリテーション・特殊教育審議会</p> <p>協働機関:厚生省、教育省、労働省、社会保険公庫、国立保険庁、職業訓練センター、社会協力機構</p>
(2)国内支援体制	<p>国内協力機関:厚生労働省、(財)日本障害者リハビリテーション協会、きょうされん、横浜市総合リハビリテーションセンター</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域別研修「中米・カリブ障害者の自立生活」(2008-2010)</li> <li>・JCPP(日本チリパートナーシッププログラム)による国立リハビリテーションセンターへの支援</li> <li>・青年海外協力隊事業:広域リハビリテーションセミナー(2002-2006)</li> <li>・JOCV、SV派遣(プログラムオフィサー、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカー、バリアフリー建築ほか)</li> </ul>
(2)他ドナー等の 援助活動	<p>2カ国間援助に関しては、障害者支援分野において日本が主要ドナー国である。多国間援助としては、パンアメリカン保健機構(PAHO)が障害者支援に対する主要ドナーであり、第2回、第3回広域研修リハビリテーションセミナーにおいてはリハビリテーション担当官の講師派遣協力を得ている。本プロジェクトにおいても、PAHOとの情報共有を行う予定である。</p>





個別案件(専門家)

2015年06月18日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

## 案件概要表

案件名	(和)地上デジタルテレビ放送移行支援アドバイザー (英)Digital Terrestrial Television Transition Advisor
対象国名	コスタリカ
分野課題1	情報通信技術(ICTの利活用を含む)-放送
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-通信・放送-放送
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	サンホセ
協力期間	2012年03月28日 ~ 2014年09月27日
相手国機関名	(和)環境エネルギー通信省
相手国機関名	(英)Ministry of Environment,Energy and Telecommunications (MINAET)

## プロジェクト概要

背景 当国は地上デジタルテレビ導入に際し、日本-ブラジル方式(ISDB-T)を採用することを2010年5月に正式に発表し、2017年度末までに現在のアナログテレビから、デジタルテレビ放送への完全移行を行うことを予定している。放送関係者、及び当該分野の有識者から構成される技術委員会を設置し、地デジ放送への移行プロセスと計画案を検討している段階であるが、技術的知識や経験が不足しており、地デジ放送導入支援に係る専門的アドバイス、政策面・予算面・技術面での的確な提言が求められている。

上位目標 地上デジタルテレビ放送への完全移行が、技術面で実現可能となる。

プロジェクト目標 地上デジタルテレビ導入に向けた国家戦略と必要な予算が確定される。

成果

- ・コスタリカ側(MINAET)により、周波数帯の適正化に向けた計画案が策定される。
- ・アナログからデジタル放送への移行プロセスと必要な予算が明確化される。
- ・コスタリカ側(MINAET)により、放送関連機関におけるデジタルテレビ導入に向けた技術的アップグレードに係る計画案が描かれる。
- ・コスタリカ側(MINAET)により、最終的な適正周波数帯が確定される。

活動

- ・放送関連機関との協議
- ・段階的なアナログからデジタルへの移行計画案策定
- ・異なった周波数帯域幅の割当に関するシミュレーション
- ・デジタルテレビ導入に向けた、ネットワークアクセス、必要な技術・機材とそのアップグレードに必要な予算措置に対する助言
- ・上記活動の推進に必要な知識・技術の伝授

## 投入

日本側投入

- ・個別専門家(地上デジタルテレビ放送移行支援アドバイザー1名)×30MM
- ・在外事業強化費 3,604千円

相手国側投入

カウンターパートの配置、業務上の国内移動用交通手段、オフィススペースの提供

外部条件

地上デジタルテレビ放送移行に向けたコスタリカ政府の戦略が変更されない。

実施体制

(1)現地実施体制 MINAETが主体となって実施。

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 ・我が国は地上デジタルテレビ導入に係る放送技術や政策面に関する本邦研修、ブラジル国での第三国研修を通じ関連技術人材育成に係るソフト面での協力を行っている。



個別案件(専門家)

2012年02月22日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

## 案件概要表

案件名	(和)生活改善による農村開発支援 (英)Quality life improvement expert for rural development, La Cruz, Guanacaste of Costa Rica
対象国名	コスタリカ
分野課題1	(旧)農業開発・農村開発-(旧)農村開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	コスタリカ その他プログラム
協力期間	2011年02月27日 ~ 2011年08月31日
相手国機関名	(和)農牧省
相手国機関名	(英)Ministry of Agriculture and Livestock

## プロジェクト概要

背景	<p>本案件は、2005年～2007年まで実施された地域別研修「中米カリブ地域 住民参加型農村開発プロジェクト運営・管理」および右地域別研修のフェーズIIIにあたる地域別研修「中米カリブ地域 住民参加型農村開発ネットワーク運営・管理」(2008年～2010年)を背景とし、コスタリカ国において帰国研修員が実施しているプロジェクト(以下、パイロット・プロジェクト)の成果達成・成果普及を支援・促進するものである。</p> <p>上述の地域別研修を通じ、特にメキシコ・コスタリカにおいて、帰国研修員によるパイロット・プロジェクトが目に見える成果を挙げつつあり、政策・制度面への反映が期待されている。コスタリカにおいては、農牧省が今後策定予定である戦略計画の中に生活改善アプローチを取り入れる意向を示している。しかしながら、成果のモニタリング・評価手法やマニュアルの整備には改善の余地があり、政策・制度面への反映にも十分なものとはなっていない。そのため、国内外のグッドプラクティスの整理・分析を通じ、コスタリカ国内での適応化普及を促進すべく、生活改善による農村開発手法の改善を図る必要がある。コスタリカ内でこれらの改善を行うことで、実施中の本邦研修等で構築されるネットワークを活用等を通じ、中米・カリブ地域におけるグッドプラクティスとして、中米カリブ地域を中心とした中南米他地域への同手法の適応化普及の促進を期待することができる。</p> <p>一方、右地域別研修の帰国研修員が実施しているパイロット・プロジェクトは、日本で学んだ生活改善のコンセプトを現地適応化し推進している。これまでにコミュニティにおける生活改善ワークショップの開催、女性グループの形成・活動支援およびそのグループ活動による収入獲得などの成果を収めており、周辺他国から先進事例として非常に高い関心が寄せられている。しかしながら、この現地適応化の成功事例については、これまでその成功要因の整理は十分にされていない。また、帰国研修員が実施する住民を対象としたワークショップの中で、より住民の参加を促すような手法の導入余地が残されており、マニュアルの整備も必要である。</p> <p>他方、当国での農村地域における地場産業強化については、これまで十分な活動・支援がなされて来ないこともあり、地域に資源がありながらも地域特産品などの開発が充分なされていないため、地域活性化の重点地域とされている北部地域の関係者が優先的に地域別研修に参加している。そのため、帰国後のパイロット・プロジェクトの実施の結果、生活改善による農村開発手法を通じ、地場産業育成・実施によって地域の活性化が図られる可能性が非常に高い地域となっている。これらの地域におけるグッドプラクティスからの教訓を中心に、コスタリカの他地域でも適用が可能な生活改善による農村開発手法を整理することが、今後のコスタリカの農村開発政策を推進する上でも重要なものとなる。</p>
上位目標	生活改善による農村開発手法に基き、コスタリカ国内の新たな地域で現地に適応した事業が

実施される。

プロジェクト目標 コスタリカの農村開発政策に沿った生活改善による農村開発手法に基き、コスタリカ国内のパイロット・プロジェクトの実施が促進される。

成果 1.先方機関が作成した生活改善による農村開発手法のマニュアルが改善される。  
2.生活改善活動に参加している農牧省および他関係機関の関係者の、生活改善による農村開発手法に基くプロジェクト運営管理能力が改善される。

活動 1-1.先方機関が取り纏めた生活改善による農村開発手法のマニュアルの内容や先方機関の取り組み実績およびコスタリカの農村開発政策の方向性について確認する。  
1-2.先方機関及びパイロット・プロジェクトの関係者と共に、マニュアルの内容を検証する。  
1-3.他国の農村開発手法の事例を調査し、コスタリカのマニュアル等への活用を検討する。  
1-4.検証・検討結果を踏まえ、マニュアルの改善案を作成する。  
1-5.マニュアルの改善案に基きモデル地域にて検証事業を行う。  
1-6.モデル地域における検証事業のモニタリング・評価を行う。  
1-7.検証の結果に基き、マニュアルの最終化を行う。  
2-1.改善されたマニュアルを先方機関やパイロット・プロジェクトの関係者(特に政策的な意思決定レベル)と共有し、コスタリカの政策・制度面での適用について検討する。  
2-2.パイロット・プロジェクト関係者に対し、住民参加のためのファシリテーション手法及び有効なワークショップ実施法を紹介する。  
2-3.生活改善活動に関わるネットワーク・メンバーや他地域の農牧省関係者に対し、改善されたマニュアルに基く農村開発手法のセミナーを開催する。

投入

日本側投入 短期専門家(生活改善手法/住民参加型ワークショップ運営)  
メキシコにおける第三国研修

相手国側投入 カウンターパートの配置  
執務スペース

外部条件 移動手段  
先方機関の農業農村開発の政策方針が大きく変化しない。

実施体制

(1)現地実施体制 農牧省農村開発局 チョロテガ地域事務所

(2)国内支援体制 JICA筑波国際センター

関連する援助活動

(1)我が国の  
援助活動 2005年～2007年まで地域別研修「中米カリブ地域 住民参加型農村開発プロジェクト運営・管理」が実施され、右地域別研修のフェーズIIIにあたる地域別研修「中米カリブ地域 住民参加型農村開発ネットワーク運営・管理」(2008年～2010年)を実施中である。それらの帰国研修員が主体となっているパイロット・プロジェクトの中で、特にメキシコにおける成果はコスタリカにとっても参考となるものであり、研修成果の現地適応化に関してもメキシコ国の関係者は高い関心を持って進めている。



個別案件(専門家)

2014年12月18日現在

本部/国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)中央太平洋保護地域の保安全管理計画 (英)Control and Protection Strategy for the Central Pacific Conservation Area (ACOPAC)
対象国名	コスタリカ
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	プリスカル、首都サンホセから42km
協力期間	2010年10月01日 ~ 2012年03月31日
相手国機関名	(和)国家自然保護地域システム-中央太平洋保護地域
相手国機関名	(英)National System of Conservation Area-Central Pacific Conservation Area

## プロジェクト概要

背景	<p>コスタリカは、国土面積の約25%を国立公園や野生生物保護区等として保全していることで知られる環境立国である。しかしその一方、保護区等で勤務するレンジャーの技術水準は低く、保護区を適切に管理できる体制は整っていない。こうした状況を受け、中南米地域におけるレンジャーの自然保護区管理能力の向上を目的とした第三国研修「レンジャー育成コース」が、2005年～2009年にかけてアルゼンチンにて実施され、コスタリカのレンジャーも同研修を受講した。しかし、保護区の管理計画は存在するものの、密漁や違法伐採等は未だ後を絶たず、コスタリカのレンジャーの違法行為取り締まりに係る能力の強化が急務である。</p> <p>本案件は、レンジャーの育成等に係る経験が豊富なアルゼンチンの国立公園レンジャーの指導の下、複数の国立公園等を内包するコスタリカ中央太平洋保護地域における密漁や違法伐採の取り締まり等に係る問題を分析し、生態環境等の類似したアルゼンチンの知見を活用しながら、それらの改善策を検討し、同保護地域における密漁・違法伐採等に係る取り締まりの強化及び管理計画の改善を図ることを目的とする。</p>
上位目標	中央太平洋保護地域における違法行為等の取り締まり体制が強化される。
プロジェクト目標	中央太平洋保護地域のレンジャーの密漁・違法伐採の取り締まり等に係る能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 中央太平洋保護地域における密漁・違法伐採等の実態に係る情報収集が行われる。</li><li>2. PCMワークショップを通じ、中央太平洋保護地域の密漁・違法伐採等に係る問題分析が行われる。</li><li>3. 中央太平洋保護地域の違法行為の取り締まり等を担当するレンジャー(約30名)の密漁・違法伐採等の対策に係る知見が深まる。</li><li>4. 中央太平洋保護地域における密漁・違法伐採等に係る取り締まりが強化され、管理計画が改善される。</li></ol>
活動	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 中央太平洋保護地域における密漁・違法伐採等に係る既存文献のレビューが行われる。</li><li>2. 中央太平洋保護地域の違法行為等の現場視察及び保護区関係者からの情報収集が行われる。</li></ol>



3. 1と2で収集された情報を踏まえ、中央太平洋保護地域の違法行為取り締まり等担当レンジャー(約30名)を対象としたPCMワークショップが実施され、同保護地域における密漁・違法伐採等に係る問題分析が行われる。
4. PCMワークショップの結果を踏まえ、中央太平洋保護地域の密漁・違法伐採等の取り締まり・管理に係る計画の改善策についての検討が行われる。

#### 投入

- 日本側投入 第三国専門家派遣:アルゼンチン人専門家1名(レンジャー育成センターからの派遣を想定)
- 相手国側投入 カウンターパート配置  
事務所スペースの提供  
電話、FAX、インターネットへのアクセス  
業務用移動手段としての車両

#### 実施体制

- (1)現地実施体制 監督機関:環境エネルギー・通信省(MINAET)  
実施機関:国家自然保護地域システムー中央太平洋保護地域(ACOPAC-SINAC)

#### 関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動 アルゼンチン「レンジャー育成コース」(第三国研修)  
コスタリカ「バラ・デル・コロラド野生生物保護区における住民参加型管理プロジェクト」



技術協力プロジェクト

2018年06月20日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

## 案件概要表

案件名	(和)バラ・デル・コロラド野生生物保護区における住民参加型管理プロジェクト (英)Participatory Management of Barra del Colorado National Wildlife Refuge Project
対象国名	コスタリカ
分野課題1	自然環境保全-生物多様性保全
分野課題2	(旧)農業開発・農村開発-(旧)その他農業開発・農村開発
分野課題3	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	気候変動対策プログラム
援助重点課題	環境保全
開発課題	環境保全
プロジェクトサイト	バラ・デル・コロラド野生生物保護区
署名日(実施合意)	2008年07月31日
協力期間	2008年10月15日 ~ 2011年10月14日
相手国機関名	(和)環境エネルギー省保全地域システム局トルトゥゲーロ保全地域事務所
相手国機関名	(英) Tortuguero Conservation Area of National System of Conservation Areas of Ministry of Energy and Envi

## プロジェクト概要

## 背景

中米コスタリカは国土の約26%が自然公園や保護区等の8つの保護区カテゴリー別に指定されており、自然資源の保全と、それと両立した観光開発を国家的に推進している。このうち、最大の面積を占める国立公園は土地所有形態が国有地に限られており、公園内の人間活動を観光や学術調査に限定した、いわゆる「囲い込み」型の管理モデルを採用している。しかし、野生生物保護区や森林保存区など、私有地や人間の居住地を含むカテゴリーにおいては、その管理モデルが確立されていない。観光業が大きな収入源である同国では、限られた予算は観光客の多い国立公園の整備・管理にその大半を割かざるを得ず、保護区では住民の協力・参画なしには保護区管理を行うことは不可能である。

コスタリカ東北部のニカラグア国境に位置するバラ・デル・コロラド野生生物保護区は、野生生物保護区の中で最大の面積(81,211ha)を有し、国有地と私有地が混在しているため11の村落に約2400人が居住している。保護区内の村落は社会経済開発も遅れており、経済企画省策定の社会開発指数(1999年)においてコロラド地区の値は448行政区中下位22番目となっている。主産業は漁業・牧畜業であるが、牧畜業の広がりによる森林の分断が進んでいる。

こうした同保護区の自然環境破壊の進行への対策として、EUの協力により、同保護区の管理計画の案が作成されており、今後、同計画に基づいた実践的な活動を通じ、保護区内に居住している住民との協働による参加型保護区管理モデルを確立していくことが、同保護区のみならず、近年増加傾向にある私有地や人間の居住地を含む保護区の管理を考える上で重要な課題となっている。そのような中、コスタリカ政府より2006年度我が国に対して、同保護区を管理する環境エネルギー省保全地域システム局トルトゥゲーロ保全地域事務所(Tortuguero Conservation Area-National System of Conservation Areas: ACTO-SINAC)の住民との協働による参加型保護区管理のための能力向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請がなされた。

JICAは事前評価(2007年8月28日~2007年9月15日)と実施協議調査(2008年3月31日~2008年4月6日)を行い、R/Dを2008年7月31日に署名、専門家の派遣(2008年10月15日)から3年間の技術協力プロジェクトを開始した。

上位目標 住民の生産活動および生活によって生じるバラ・デル・コロラド野生生物保護区(REBACO)の

生態系に対する負のインパクトが減少する。

プロジェクト目標 REBACOの管理において、住民の参加を促進するのに必要なACTo-SINACの能力が向上する。

成果 ①ACTo-SINAC職員が環境教育活動を実施できるようになる。  
②パイロット事業対象地域において、ACTo-SINAC職員が、生態系サービスと財の持続的利用を住民に促せるようになる。  
③ACTo-SINAC職員と住民、関係機関の参加型管理のための協働体制が改善される。

活動 ①-1.ACTo-SINAC職員のための環境教育研修計画を作成、更新する。  
①-2.環境教育の方法、技術に関するACTo-SINAC職員への研修を実施する。  
①-3.REBACOの状況に合わせた環境教育実施計画を作成する。  
①-4.環境教育教材を作成する。  
①-5.REBACOの住民の必要性に対応した環境教育を実施する。  
②-1.他の研究機関やNGOが有する持続可能な生産活動技術を特定する。  
②-2.持続可能な生産活動技術のための研修を生産者及びACTo-SINAC職員に実施する。  
②-3.持続的な生産活動計画を対象住民と共に作成する。  
②-4.②-3の計画を実施する。  
②-5.②-4の活動のモニタリングを住民と協働で行う。  
③-1.住民と関係機関との協働活動を特定する。  
③-2.ACTo-SINAC職員のための協働活動のための研修計画を作成する。  
③-3.③-2の研修計画を実施する。  
③-4. REBACOの参加型管理のための住民、関係機関との協働活動計画を作成する。  
③-5.③-4の計画を実施する。  
③-6.蓄積された情報や経験を共有する。

投入

日本側投入 ・専門家派遣(参加型天然資源管理、環境教育、村落開発、業務調整、その他特定分野の専門家を必要に応じ派遣)  
・機材供与(四輪駆動車、保護区管理用機材、地域住民支援のための活動に必要な資機材)  
・研修員受入れ(参加型保護区管理、等)

相手国側投入 ・カウンターパート(ACTo-SINAC所長、保護区管理マネージャー、REBACO管理長、REBACO管理官)及び支援要員  
・プロジェクト実施に必要な施設・建物(事務所・倉庫)及び光熱費等の運営費用  
・プロジェクト活動に必要な経費

外部条件 ・関係機関との調整  
・バラ保護区内の住民の生計や生産活動に深刻な影響を与えるような社会・経済的变化が起こらない。  
・バラ保護区内への移民数が急激に増加しない。  
・政策や国家計画の変更がREBACOの管理政策に負の影響を及ぼさない。  
・育成された職員が離職しない。

実施体制

(1)現地実施体制 1. コスタリカC/P  
プロジェクトダイレクター:環境・エネルギー省保全地域システム局長  
プロジェクトマネージャー:同局トルトゥゲーロ保全地域システム局長  
その他C/P:同事務所から数名  
2. 合同調整委員会(JCC)  
議長:環境・エネルギー省保全地域システム局長  
コスタリカ側:トルトゥゲーロ保全地域システム局長、トルトゥゲーロ保全地域システム事務所長、REBACO管理責任者  
日本側:JICAコスタリカ駐在員事務所、JICA専門家  
オブザーバー:コスタリカ国計画経済省、在コスタリカ日本大使館  
環境省

(2)国内支援体制

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動 ・メキシコ合衆国、コスタリカ国自然環境保全基礎調査団(2000年3月30日~2000年4月29日)  
コスタリカの保護区管理(SINACの役割等)について整理。  
(2)他ドナー等の援助活動 ・2006年EUの支援により、REBACOの管理計画案が作成されている。同計画が現在承認されようとしているが、本プロジェクトの活動は同計画を踏まえて行われることになる。  
・2006年IUCNがコスタリカを含む中米諸国の保護区管理について調査を実施。  
・スペインが近隣保護区においてエコツーリズムを通じた住民の生計向上のプロジェクトを実施中。